

キャッシュレス決済機能付き
セミセルフレジ導入等業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

香 南 市

令和 6年 9月

1 目的

香南市（以下「本市」という。）は、多種多様な決済手段の提供による市民サービスの向上の一環として、各種証明書等発行時の手数料の徴収のために、本庁舎1階の市民保険課及び税務収納課の窓口において、キャッシュレス決済機能付き対面式セミセルフPOSレジ（以下「POSレジ」という。）を導入するとともに、導入後のキャッシュレス決済による各種証明書等発行手数料（以下「収納金」という。）の指定納付受託業務を委託する。

このため、本実施要領は、「キャッシュレス決済機能付きセミセルフレジ導入等業務」に係る契約候補者を公募型プロポーザルにより選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務番号及び業務名

市第06015号 キャッシュレス決済機能付きセミセルフレジ導入等業務

(2) 業務内容

「キャッシュレス決済機能付きセミセルフレジ導入等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 稼働開始予定日

POSレジ導入後の指定納付受託業務の開始日は、令和7年2月3日（月）を予定とする。

※業務開始日は、受託者と協議のうえ決定するものとする。

(5) 見積限度額

総額：4,070,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※POSレジ等機器一式（2台）の導入、設置費用及び利用に必要な経費。

※5年間の機器保守に係る費用を含む。

※指定納付受託業務に係る決済手数料は含まない。

※この金額は契約予定価格を示すものではないので注意すること。

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 参加表明書の提出日時点において、物品購入及び役務の提供に係る令和6年度香南市競争入札参加資格有資格者名簿に登載されていること。

(2) 日本国内に主たる営業所を置く者。

(3) 令和元年度以降に国又は地方公共団体の発注した、本実施要領に関する業務（類似業務を含む）を元請けとして受注し、完了した実績を有する者。

4 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式2）
- イ 法人概要書（様式3）及びパンフレット等
- ウ 業務実績調書（様式4）

(2) 提出期限

令和6年9月20日（金）

(3) 提出先

〒781-5292 高知県香南市野市町西野2706番地

香南市市民保険課 市民係

TEL 0887-57-8506

(4) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、追跡情報が残る郵送（提出期限までに必着）又は持参

※持参の場合、受付時間は閉庁日を除く9時から17時まで（12時から13時を除く。）とする。

5 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさないことが判明した場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 提出書類が定められた提出方法、提出先、期限に適合しない場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 提案見積額が、見積限度額を超えている場合。

6 参加の辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

参加辞退届（様式5）

(2) 提出期限

令和6年10月4日（金）

(3) 提出先

4（3）に同じ

(4) 提出方法

4（4）に同じ

7 質疑の受付及び回答

(1) 受付方法

質疑は、質疑書（様式1）により電子メールに添付したものを受け付ける。

メールアドレス：shimin@city.kochi-konan.lg.jp

なお、電子メールの標題に「キャッシュレス決済機能付きセミセルフレジ導入等業務質疑書」の文字列を入力すること。また、質疑書の提出後、電話により到達を確認すること。

(2) 受付期間

令和6年9月5日（木） から 令和6年9月12日（木） 17時まで

(3) 回答方法

令和6年9月18日（水） 17時までに香南市ホームページで回答する。

なお、このプロポーザルに関する質疑は、この質疑書のみによるものとし、電話、口頭及び電子メール本文への直打ち（質疑書の添付によらない電子メール）などでの問い合わせや受付期間外の質疑は受け付けない。

また、この回答の内容は、本実施要領及び仕様書の改訂とみなす。

8 企画提案書等の提出

参加承認を受けた者は企画提案書提出届（様式6）に次の書類を添付し、提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

用紙はA4サイズ、表紙・目次を除いて40ページ以内とし、仕様書に基づき、以下の項目ごとに作成すること。

(ア) スケジュール案及びそれに基づいた作業体制

想定する業務開始までの全体スケジュールを詳細に記載すること。

(イ) 調達機器等

a POSレジ端末、自動釣銭釣札機

- ・基本的な性能及び取扱方法等について

機器の説明、レシート発行、自動釣銭釣札機による金銭授受の流れ等について記載すること。

- ・集計機能について

- ・仕様書「3 POSレジ端末機器について」(17) について

b キャッシュレス決済端末

- ・基本的な性能及び取扱方法等について

機器の説明、利用者の支払い方法等について記載すること。

- ・キャッシュレス決済の種類及び提案理由

参考として、将来的に利用可能なキャッシュレス決済種別があれば、利用可能時期等について記載すること。

- ・個人情報の取得・削除等の方法

c 設置方法

POSレジを窓口のカウンターに設置する予定である。設置するための方法について記載すること。

(仕様書「4 機器の設置作業、通信回線等の環境構築について」(1)及び別紙1を参照のこと。)

(ウ) 指定納付受託業務

a 指定納付受託業務に係る決済手数料について

利用可能なすべてのキャッシュレス決済種別について、それぞれの決済手数料の料率(消費税の課税・非課税)について記載すること。

また料率のほか、システム利用料などその他の経費についても全て記載すること。

b 本市への収納金の納付方法

(仕様書「6 指定納付受託業務について」を参照のこと。)

※本市が支払う決済手数料を収納金から控除して納付する方式は認めないこととする。

c 指定納付受託業務に係る決済手数料の支払いについて

(仕様書「6 指定納付受託業務について」を参照のこと。)

本市が支払う決済手数料は、月ごととする。

d 仕様書「6 指定納付受託業務について」及び本業務を実施するうえでの個人情報保護の取組み内容について記載すること。

(エ) 導入サポート等

a 導入機器の保証及び保守内容(導入後5年間)

技術者の派遣依頼から現地到達までに要する時間を記入すること。併せて、人員体制、事務所所在地、導入後のサポート体制及び障害発生時の対応等について記載すること。

b 研修体制

研修回数、研修内容等を記載すること。

なお、研修対象職員は、市民保険課及び税務収納課で35人程度を見込んでおり、窓口業務に支障を発生させないよう、少人数で複数回の実施等効率的・効果的な研修が望ましい。

また、職員が機器を操作する機会を設けることができる場合は、その方策等を記載すること。

c 令和7年度以降に発生する経費について(経費が発生する場合のみ記載)

ランニングコストの内容及び金額の予定について記載すること。

(仕様書「7 サポート等」(1)(4)を参照のこと)

(オ) 独自提案

独自の有用な提案があれば記載すること。

イ 見積書

下記の項目ごとに仕様書の各内容の内訳が分かるように作成すること。また、その見積内訳額の算定の根拠も示すこと。金額は消費税等込みの金額を記載すること。

(ア) POSレジ等機器一式(2台)の導入、設置費用及び利用に必要な経費

※5年間の機器保守に係る費用を含む。

※見積限度額の範囲内とする。

※様式は任意とする。

(イ) 指定納付受託業務に係る決済手数料

利用可能な全てのキャッシュレス決済種別について、それぞれの決済手数料の料率(消費税の課税・非課税)について記載すること。料率のほか、キャッシュレス決済利用料などその他の経費についても全て記載すること。

※様式は任意とする。

また、上記とは別に、仕様書「5 指定納付受託業務で取り扱うキャッシュレス決済の種類」において、必須対応とした決済ブランドについて、参考見積書(様式7)を作成すること。

ウ POSレジのカタログ等

(2) 提出期限

令和6年10月4日(金)

(3) 提出部数

企業名入り1部、企業名を特定できないもの7部を提出すること。

(4) 提出場所

4(3)に同じ

(5) 提出方法

4(4)に同じ

9 プレゼンテーション

(1) 実施日時

令和6年10月17日(木) 13時30分開始予定

※詳細は令和6年10月8日(火)に通知する。

(2) 出席者

1提案者5名以内

(3) 実施方法

ア 1提案者45分以内(プレゼンテーション35分、質疑10分)とする。

- イ 事前に提出された提案書に沿って説明を行うこと。
- ウ 実施時の追加資料の配布は禁止する。
- エ 企業名等を特定できる内容（挨拶、企業名、ロゴの表示等）で行わないこと。
- オ 審査当日、パソコン及びその他説明に必要な機器等については、参加者が用意すること。プロジェクター、スクリーンについて貸与を希望する者は、事前に市担当者に連絡をすること。

10 契約候補者の選定

提出された企画提案書について、本市が設置する「キャッシュレス決済機能付きセミセルフレジ導入等業務に係る公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査し、最も優れた提案を行ったと判断された者を契約候補者として選定する。

（1）評価項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーションの内容に関する評価は、下記の評価基準により行う。

評価項目		評価内容	評価点
POS レジ端末 機器	POS レジ 機器等の機 能及び操作 性等	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者、外国人等をはじめ市民が利用しやすいものとなっているか ・集計方法や操作性はどうか ・レシートのデザイン等 	25
指定納付受託 業務	キャッシュ レス決済	・キャッシュレス決済のブランドの充実度	10
	収納金の納 付方法等	・収納金の納付サイクルや納付方法、決済手数料の支払い方法等	10
	個人情報保 護	・個人情報保護への取り組み	5
サポート等	機器等の保 守	・機器の保守内容の充実度	5
	研修等	・職員に対する研修等	5
	サポート内 容等	・機器等の障害発生時等のサポート内容及び体制	15
実績	国や他自治 体での実績	・国や他自治体での実績	5

追加提案	追加提案	・本市の定める仕様書にない有用な提案があるか	5
価格	価格	・提案見積額及び算定根拠等（機器導入及び保守）	10
		・指定納付受託業務に係る決済手数料	5
合計			100点

(2) 契約候補者の選定

候補者の選定は、審査得点に基づいて提案者を順位付けし、最も得点の高かった提案事業者を候補者として選定し、次いで高い者を次点者とする。

(3) 結果の通知

選定結果は、提案事業者全員に対し結果通知により通知する。

なお、審査内容及び審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

1 1 契約の締結

(1) 契約締結交渉

市長は、契約候補者に選定された者と本プロポーザルに提出された書類の内容を基本とし、業務仕様及び契約の詳細を協議の上、契約を締結するものとする。

なお、契約候補者に選定された者が契約を辞退した場合又は失格に該当することが判明した場合は、審査結果において順位が次点者となった者と契約交渉を行う。

(2) 契約の特定条件

契約保証金は免除する。

1 2 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもので、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時とする。

(2) 企画提案書及び見積書作成等本プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。

(3) 提出できる企画提案書は1点のみとする。

(4) 提出された企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。

(5) 提出された関係書類は返却しない。

(6) 提出された書類は、審査及び説明並びに公表のために、その写しを作成し使用することができるものとする。

(7) 参加表明した者は本プロポーザルへの参加を原則認める。ただし、参加者が多数の場合には業務実績調書、参加表明書等による書類選考を行い3社程度とする。参加承認

の可否の連絡は令和6年9月25日(水)までに参加表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知する。

- (8) 企画提案書の提出が1者の場合でも本プロポーザルは成立する。その場合、1者について審査した上で評価が一定水準に達していれば契約候補者に選定する。

1.3 プロポーザルの実施スケジュール (予定)

実施期間	実施内容
令和6年 9月 5日 (木)	プロポーザル実施要領及び仕様書の公表
令和6年 9月12日 (木)	質疑書受付期限 (メールで受付)
令和6年 9月18日 (水)	質疑書回答期限 (ホームページ上で回答)
令和6年 9月20日 (金)	参加表明書提出期限 (持参又は郵送必着)
令和6年 9月25日 (水)	参加承認可否通知 (メールで通知)
令和6年10月 4日 (金)	企画提案書提出期限 (持参又は郵送必着)
令和6年10月 8日 (火)	プレゼンテーション日時のお知らせ (メールで通知)
令和6年10月17日 (木)	プレゼンテーション実施
令和6年10月22日 (火)	選定結果通知